

第 18 号議案

あだち都市農業振興プラン推進協議会設置条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

あだち都市農業振興プラン推進協議会設置条例

(設置)

第 1 条 あだち都市農業振興プラン（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく農業経営基盤強化促進基本構想及び都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）に基づく地方計画をいい、以下「プラン」という。）の改定及び中間評価について必要な事項を調査審議し、区内農業の振興及び農地保全を図るため、区長の附属機関としてあだち都市農業振興プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、区長の諮問に応じ、プランの改定及び中間評価に関し必要な事項を調査審議し、区長に答申する。

(組織)

第 3 条 協議会は、前条に規定する調査審議に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、区長に答申する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第 7 条 協議会は、個別具体的な検討を行うため、部会を置くことができる。

（会議の公開）

第 8 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（守秘義務）

第 9 条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

あだち都市農業振興プラン推進協議会	日額 7,000 円
-------------------	------------

（ 提 案 理 由 ）

あ だ ち 都 市 農 業 振 興 プ ラ ン 推 進 協 議 会 を 区 長 の 附 属 機 関 と し て 設 置 す
る 必 要 が あ る の で 、 こ の 条 例 案 を 提 出 い た し ま す 。